

職場における職員の感染防止の取組について（注意喚起）

1 目的

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に感染症患者が増加しており、令和2年4月7日に政府により緊急事態宣言が発令されたところである。本市においても感染拡大が懸念されており、各種取組を行っているところであるが、市民の生命、財産を守るための業務を担う本市職員自身についても、感染防止のため全庁を挙げて取り組む必要がある。

2 感染防止の取組

(1) 外出を伴う業務について

企画総務局人事部給与課から令和2年4月8日付けで「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた県外出張の抑制について（通知）」が発出されているところであるが、それ以外の外出を伴う業務についても、当面の間、以下の点に留意するようお願いする。

ア 必要性が薄いものは、中止又は延期する。

イ 資料送付、電話、電子メール等の活用により、外出を伴うことなく目的が達成できるものは、それにより対応する。

ウ 外出を伴う業務を行わざるを得ない場合は、手洗い、咳エチケット等の感染症予防対策を徹底した上で、いわゆる3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）を避けることに十分留意する。

(2) 来庁者への対応について

窓口、市民対応以外の来庁者及び訪問者への対応については、感染拡大防止のため、以下の点に留意するようお願いする。

ア 転任挨拶などの儀礼的な来庁については、できるだけ控えていただくようお願いする。

イ 事業者等との打合せなどについては、電話、電子メール等を活用することにより極力来庁を控えるようお願いする。

ウ 必要があって対応せざるを得ない場合は、上記(1)ウと同様の予防対策に留意する。

(3) 職場における日常的な取組について

企画総務局において、時差出勤やテレワークなどサービスの取扱い、職場における換気の実施について示されているところであるが、その他についても、例えば別紙を参考に組み込んでいただくよう改めてお願いする。